

八幡平市 国土強靱化 地域計画

市は9月に、令和2年度から7年度までを計画期間とする「八幡平市国土強靱化地域計画」を策定しました。この計画は、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会を構築するための指針となるものです。

本計画では、市民の命や財産を守るため、4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を定めています。対象とする災害は「地震」「火山噴火」「風水害・土砂災害」「暴風雪・雪害」の4つ。過去に発生した災害を教訓に24項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

計画の実効性を高めていくためPDCAサイクルによる進捗管理、社会経済情勢などの

把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

◆基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

◆想定する自然災害

- (1) 地震 平成23年の東日本大震災
- (2) 火山噴火 岩手山における山体崩壊・水蒸気爆発・山頂噴火
- (3) 風水害・土砂災害 平成25年の台風18号
- (4) 暴風雪・雪害 平成22年12月31日の大雪による被害

◆問い合わせ先 企画財政課

秘書政策係(☎:内線1211)

事前に備えるべき目標と

起きてはならない最悪の事態

大規模自然災害に備え、8つの「事前に備えるべき目標」を設定し、目標ごとに24項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

目標1 直接死を最大限防ぐ	
①	住宅・建物・交通施設などの大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生
②	突発的または広域かつ長期的な市街地などの浸水による多数の死傷者の発生
③	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)などによる多数の死傷者の発生
④	暴風雪や豪雪などに伴う多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する	
⑤	被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
⑥	多数かつ長期にわたる孤立地域などの同時発生
⑦	消防・医療・福祉施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能などの麻痺
⑧	被災地における疫病・感染症などの大規模発生
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	
⑨	行政機関の職員・施設などの被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
⑩	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
⑪	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	
⑫	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
⑬	食料などの安定供給の停滞
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
⑭	電気・石油・ガスなどのエネルギー供給機能の長期にわたる機能の停止
⑮	上水道などの長期間にわたる供給停止
⑯	汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止
⑰	地域交通ネットワークの機能停止
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
⑱	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
⑲	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺
⑳	ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
㉑	農地・森林などの荒廃による被害の拡大
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
㉒	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
㉓	復興を支える人材など(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者など)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態
㉔	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・損失